

令和4年度北海道庁本庁舎売店出店仕様書

北海道は、本庁舎売店の運營業務の実施に当たり、次のとおり条件等を定める。

1 用途の指定

(1) 指定する用途

道の職員の福利厚生施設として本庁舎売店(コンビニエンスストア)の設置及び運営(物販)、並びに本庁舎及び別館庁舎におけるワゴン販売に関する一切の業務

(2) 指定用途以外の使用

出店者は、使用許可期間中、使用許可物件を1(1)に指定する用途以外に供してはなりません。

2 出店場所等

(1) 施設概要

施設名	売店
建物名	北海道庁本庁舎
所在地	札幌市中央区北3条西6丁目
竣工年月	昭和43年4月
出店場所・面積	本庁舎地下1階(別添平面図を参照のこと) 493.8 m ² (店舗428.90m ² 、倉庫64.90m ²) 1.0 m ² (廃棄物保管スペース) ※使用・不使用の選択可能 11.05m ² (従業員出入口部分) ※使用・不使用の選択可能

(2) 出店期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)

なお、店舗の設置及び撤去は上記期間内で行なうこととします。

(3) 使用許可

出店者は、毎年度、出店場所に係る行政財産使用許可申請を行ない、許可を受けなければなりません。

(4) 使用許可の取消しまたは変更

道は、次の各号のいずれかに該当したときは、使用許可を取消し、又は変更することができます。

ア 出店者が道の許可の条件に違反したとき

イ 出店者が3(2)～(10)の「営業条件」に違反したとき

ウ 出店者が公募要領の5(2)「応募者の資格」のいずれかを満たさなくなったとき

エ 道において公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき

(5) 譲渡又は転貸の禁止

出店者は、使用許可物件を他の者に転貸し、若しくは担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等を行うことはできません。

3 営業条件

(1) 基本事項

ア 営業日 庁舎開庁日(土曜日、日曜日、祝日、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までを除く日)

イ 営業時間 庁舎開庁日の8時00分から18時30分まで

(2) ワゴン販売

ワゴンによる店内巡回販売については、次の条件の範囲内で行なうこととします。

- ア 巡回時間帯 9時00分から12時00分までの任意の時間帯
- イ 巡回範囲 本庁舎、別館庁舎
- ウ 台数 本庁舎及び別館庁舎をあわせて6台以上を稼働

(3) 利用者サービス

出店者は、接客態度等に配慮しサービスの提供を行うとともに、利用者の要望について最大限配慮しなければなりません。

(4) 店舗外の使用

販売のPR等のために必要な物品等を使用許可物件以外に設置する場合は、事前に道と協議が必要です。

なお、使用する場合は、使用面積に応じ、別途、使用料等を徴収します。

(5) 商品搬入

搬入ルートは次の2通りとなります。

ア 本庁舎東側のサービスヤード入口から地下1階サービスヤードに車両を乗り入れて搬入。

イ 本庁舎西側玄関から荷下ろしをし、荷物用エレベーターで地下1階に搬入。

なお、荷物用エレベーターサイズ：W1,200×H2,100×D1,900となります。WとHはエレベーター扉サイズ、Dはエレベーターのかごの内寸です。

(6) 使用上の制限

ア 出店者は、使用許可物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。

イ 上記アの規定による維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて出店者の負担とします。

ウ 出店者は、使用許可物件について、修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、必ず事前に書面により道の承認を受けなければなりません。

(7) 防災

ガス及び裸火は使用できません。

(8) 廃棄物処理

ア 店舗内で発生した廃棄物等については出店者自らが処理することとします。廃棄処理等に係る費用は出店者の負担となります。

イ 店舗内で発生した廃棄物等を一時的に保管する場所として、本庁舎地下1階サービスヤードの一部(縦(奥行き)100cm×横(幅)100cm、面積：1.00㎡)を使用することができます。

ただし、使用する場合は、使用面積に応じた使用料等を徴収します。

(9) 店舗内の清掃

出店者は、使用許可を受けて使用する区域に係る清掃を自ら行うこととします。

(10) 防犯対策

出店者は、使用許可を受けて使用する区域に係る防犯対策を自ら行うこととします。

(11) 電気容量

次の分電盤から供給が可能です。

ア 既設分電盤(建物従物売店専用)

(ア) 単相3線式 MCB3P150A MCB3P30A

(イ) 3相3線式 MCB3P120A

イ 専用電源(電気室から)

(ア) 単相3線式 MCB3P150A

(イ) 3相3線式 MCB3P150A

(12) 給水・排水及び給排気
別添図面のとおりです。

(13) 電話回線
メタル回線（電話回線）、内線及び光回線については、回線数及び設置工事含め、別途、道と協議のうえ設置は可能です。

(14) 建物の空調稼働時間
平日のみ稼働し、8時00分から18時30分までとなります。
(平日の上記時間外、土日祝及び年末年始は稼働停止します。)

(15) その他
ア 敷地内全面禁煙のため、店舗内はすべて禁煙とし、喫煙所の設置はできません。
イ 店舗の設置・運営にあたっては、関係法令及び道の関係規程等に定める事項を遵守しなければなりません。
ウ 酒類の販売はできません。ただし、「道産食品独自認証制度」並びに「道産食品登録制度」商品は、この限りではありません。

4 原状回復

- (1) 使用許可が取り消されたとき又は出店期間が満了したときは、出店者は、自己の負担で、道の指定する期日までに、使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。
ただし、道が承認した場合はこの限りではありません。
- (2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときには、道は、出店者の負担においてこれを行うことができます。

5 損害賠償

- (1) 出店者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷により損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。
ただし、使用許可物件を原状回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、出店者は、道が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。
- (3) 出店者は、出店場所の使用にあたり、道又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

6 許可取り消しによる損失

- (1) 2(4)の規定により使用許可を取り消した場合において、その取消しにより出店者に損失が生じた場合でも、道はその損失を補償しません。
また、出店者は道に一切の補償の請求を行わないこととします。
- (2) 使用許可が取り消された場合において、出店者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

7 設置工事

- (1) 出店者は、出店にあたり、提案した事業計画に基づき、自らの責任と負担において、必要な設置工事を行うことができます。
- (2) 設置工事を行う場合は、開始前に、3(5)ウの規定により道と設計及び施工の協議を行った上で、道の承認を受けなければなりません。道は工事終了後に履行確認を行い、この確認をもって工事が終了したものとします。
- (3) 出店者が設置した設備等については、出店者が自らの負担と責任において、維持管理を行う

こととします。

- (4) 出店者が企画提案内容の実施のため専用設備（パラボラアンテナ、光回線及び専用排気設備等）を設置する場合は、道との協議が必要です。
- (5) 設置工事の実施日・時間帯は別途協議となりますが、平日の開庁時間帯の場合は、周囲に迷惑となる振動や騒音の低減に配慮願います。
- (6) 設備の停止を伴う工事は閉庁日での実施となります。なお、庁舎の停電を伴う工事はできません。
- (7) 出店にあたり、設置工事は最大で約1か月を見込んでいますが、売店は、職員への福利厚生施設であるため、速やかなサービス提供に努めなければなりません。
(※ 取組例：設置工事の工期短縮、設置工事期間のワゴンの先行販売など)

8 定期報告

出店者は、来店者数、売上高等について、別途道が示す様式により事業報告書を作成し、道に提出しなければなりません。

9 実地調査

道は、使用許可物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し指示することがあります。

10 その他

- (1) 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好な状態において維持し、保存しなければなりません。
- (2) 使用許可条件については、本公募要領に定めるもののほか、道の関係条例又は規則等に定めるところによります。
- (3) 出店者は、自らの都合により、出店期間の満了日より前に売店業務を終了しようとする場合は、当該終了予定日の6か月前までに北海道に対し文書によりその旨を通告しなければなりません。
- (4) 令和5年4月以降に本庁舎の昇降機や給水管等の工事を順次予定しています。工事の期間や時間帯など事前に周知を行うこととします。（工事は、土日や夜間などの実施により、営業に影響がないよう配慮する予定ですが、やむを得ない場合、平日の営業時間等に実施することもあります。）